平成２８年（フ）第８８号
石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘４丁目70番地
債務者　松田　武志
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８９号
石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘４丁目70番地
債務者　松田　崎子
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３２号
長野県上田市仁古田581番地２　バリュージュトラウムＢ棟101号
債務者　井出　美妃
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第７８号
岐阜市南殿町３丁目12番地
債務者　黒田　泰生
1　決定年月日時　平成28年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１３３号
岐阜市鍵屋西町１丁目56番地１（ハイツ鍵屋西町東棟　202号室）、前住所岐阜市矢島町２丁目55番地１（おとらやビル　605号室）
債務者　加藤　恵子（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成28年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２６号
滋賀県守山市水保町1272番地の18
債務者　堀川　澄人
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９５号
大津市瀬田５丁目39―７、住民票上の住所大津市一里山２丁目15番13号新向陽ハイツⅡ107
債務者　高橋　愛花
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０１号
大津市本丸町６番１―207号
債務者　山口　咲子
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０７号
大津市中庄１丁目４番16号
債務者　野々山和子
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２１号
大津市唐崎３丁目17番21―Ａ306号
債務者　村田奈津美
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２４号
大津市美空町１番10―402号
債務者　西田　重美
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２８号
大津市大萱１丁目17番26号フロンティ松伝301Ｂ
債務者　道脇かおる
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７０号
広島市東区温品５丁目２番５号
債務者　黒石　　弘
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３１６号
広島市東区戸坂桜東町８番１―303号
債務者　山下　龍子
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４５号
山口県下関市豊浦町大字宇賀8450番地、前住所大阪市北区大淀中５丁目９番３号
債務者　中尾　　徹
1　決定年月日時　平成28年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第１１１号
愛媛県松山市梅田町４番62号
債務者　若江美代子
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１７号
愛媛県松山市畑寺町835番地４
債務者　渡部　祐美
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
松山地方裁判所民事部